

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求（30総総法査第144号）について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成30年3月30日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね、次のことから、本件処分は違法又は不当である旨を主張している。

- 1 法63条の規定に基づく返還請求は、原則として、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときに行うものである。本件は、現に収入認定できる現金があるのだから、速やかに保護変更によって処理すべきであり、また、遡及変更期間内に処理しなかったことに合理的な理由はない。

仮に、上記のような場合でなかったとしても、法63条の規定に基づき返還請求ができるのは、①不正受給の意図がないにもか

かわらず、申告を速やかに行わなかったとき、②実施機関及び受給者が予想しなかったような収入があったことが事後に判明したとき、であるところ、処分庁は、本件収入を請求人の収入申告により認識していたのだから、要件を満たさない。

2 平成29年12月27日に破産手続開始及び免責許可を東京地方裁判所に申し立て、平成30年3月14日に免責許可決定を受けた。本件各収入は、破産手続開始よりも前に生じていたものであるから、処分庁は、破産手続開始決定に伴い、破産債権者として手続に参加すべきであったところ、これを潜脱して本件各収入の全額に相当する支給済保護費を返還請求するために、本件処分を意図的に遅らせたものである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年 3月27日	諮問
令和 元年 5月23日	審議（第33回第1部会）
令和 元年 6月20日	審議（第34回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法 4 条 1 項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしてされている。

(2) 届出の義務について

法 6 1 条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(3) 収入額の認定について

地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 6 年 4 月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第 8・3・(2)・ア・(ア)によれば、恩給、年金、失業保険金その他の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定することとされている。

(4) 費用返還義務について

ア 法 6 3 条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保

護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

そして、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであると解されている（東京高等裁判所平成25年（行コ）第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）。

イ 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）によれば、収入の増減が事後になって明らかとなっても、扶助費の額の遡及変更の限度は3か月程度（確認月からその前々月までの分）と考えるべきであり、それ以前の返納額は法63条により処理すべきであるとされている（問13-2（答）2及び3）。

なお、問答集によれば、扶助費の返還を要する事情が明らかとなった場合、発見月からその前々月の分であっても法63条の規定に基づく返還として決定しても差し支えないとする（問13-4（答））。

ウ 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」問11-1（答）によれば、資力の発生時点について、「未支給年金は、被保険者の死亡日」とされている。

2 これを本件についてみると、本件各収入の内容は以下のとおりであることが認められる。

(1) 本件収入1

本件収入1は、平成29年4月21日に死亡した父の未支給

年金・保険の支給額計 148,476 円であり、振込日は平成 29 年 7 月 14 日である。

(2) 本件収入 2

本件収入 2 は、父の過誤納介護保険料の還付金計 11,900 円であり、振込日は平成 29 年 6 月 12 日である。

(3) 本件収入 3

本件収入 3 は、請求人の療養費の支給額計 1,645 円で、支給対象期間が平成 28 年 12 月 15 日（1 日）であり、振込日は平成 29 年 5 月 22 日である。

以上からすると、本件各収入は、いずれも次官通知第 8・3・(2)・ア・(ア)にいう「その他公の給付」に該当すると認められ、法 63 条の規定に基づき、それぞれの実際を受給額をいずれも請求人の収入として認定した上で、本件収入 1 ないし 3 の各収入年月日の当該各月に請求人に支給した各保護費のうち本件各収入に相当する各保護費計 162,021 円について、請求人に返還を求めるとした処分庁の判断に違法・不当な点は認められない。また、本件各収入の資力発生日も処分庁の認定のとおりでありその他違算等も認められない。

したがって、本件処分は、上記 1 の法令等の定めに則ってなされたものであることから、これを違法又は不当であるということとはできない。

3 請求人の主張に対する検討

請求人は、上記（第 3）のとおり、主張する。

- (1) しかし、保護の補足性の原則（法 4 条 1 項。法 5 条により法の基本原理とされている。）に反した状態を事後的に是正することが法 63 条の規定の趣旨であるとする（1・(4)）、処分庁が、後に明らかになった収入により、過払いとなった保護費の返還請求を、保護変更処分により給付の法律上の原因を遡及

的に消滅させて、過払い金を地方自治法施行令159条の規定による手続により返納させる方法ではなく、法63条の規定に基づき返還請求を行うとすることは、法63条の規定の解釈に反するものであるとはいえないものであり、また、同規定に基づく決定を行う場合について、請求人の主張（第3）のような要件を満たす場合に限るべきとすることには理由がない。

- (2) また、破産法2条5項によれば、「破産債権」とは、破産者に対し破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権（財団債権を除く。）をいい、同法48条1項によれば、破産手続開始後に破産財団に属する財産に関して破産者の法律行為によらないで権利を取得しても、その権利の取得は、破産手続の関係においては、その効力を主張することができないとされているところ、請求人に係る破産手続が開始したのは、平成29年12月27日午後5時であることが認められる。

しかし、処分庁が請求人に係る破産手続開始の事実を知ったのは破産手続開始後であることが認められるから、処分庁が、破産手続開始を事前に予測して本件処分を行い、返還請求権を破産債権として破産手続に参加することはできなかったものと考えられる。また、請求人は、保護開始時に担当職員に対して、債務整理の相談を弁護士に行う予定である旨伝えたのだから、処分庁は破産手続開始の事実を知っていたと主張する。しかし、請求人の単に債務整理をする予定であった旨の発言から、破産手続を開始することやその時期を把握することは不可能と考えられる。

また、請求人は、担当職員が破産手続の免責決定を得た後に免責決定の写しを提出するよう、担当職員が請求人に対して繰り返し求めていたことから、処分庁が破産手続を行うことを認識していたことは明らかであると主張する。これに対して処

分庁は、請求人の免責決定の事実を認識したのは平成30年4月13日であり、それまでは破産手続の開始時期については、請求人からの情報提供もなく、把握していなかったと主張している。この点について、請求人から処分庁の主張を覆す立証はなされていないことから、本件処分を取り消す理由として請求人の主張を採用することはできない。

その他、本件各収入の発覚から本件処分までに数か月間要してはいるものの、この期間を著しく不合理とまでは考えられないことからしても、処分庁が意図的に本件処分の時期を遅らせて破産手続を潜脱したという請求人の主張は失当である。

- (3) したがって、処分庁が、本件各収入について、請求人に生じた「資力」と認定して、法63条の規定を適用して保護費の返還を求めるべき場合であると判断したこと、及び本件処分を行った時期のいずれにおいても、違法・不当な点はないものであり、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙（略）